

公告

令和6年4月30日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市まちなか図書館窓口等運営委託業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和6年11月1日から令和9年10月31日まで

ただし、契約締結日から令和6年10月31日までを委託業務準備期間とする。

(4) 業務場所

豊橋市まちなか図書館

豊橋市駅前大通二丁目81番地 emCAMPUS EAST 2階・3階

(5) 契約上限金額

金201,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、令和6年度の上限金額は、金28,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種中分類「316. その他の業務委託等」小分類「05 図書等整理」又は「99 その他」について登録されていること。

(2) 過去5年間（平成31年度から令和5年度）に、公共図書館における窓口等業務を委託業務として受託した実績を有する法人であること。

(3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 のいずれかの認証を取得していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

(6) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業から

の暴力団排除に関する合意書」(平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。

- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-0888

愛知県豊橋市駅前大通二丁目 81 番地 emCAMPUS EAST 2 階・3 階

豊橋市文化・スポーツ部まちなか図書館

電話：0532-21-5518

ファックス：0532-21-5519

電子メールアドレス：machitosho@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市まちなか図書館ホームページ：

<https://www.library.toyohashi.aichi.jp/facility/machinaka/>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和 6 年 5 月 24 日(金) 午後 5 時必着

令和 6 年 5 月 24 日(金) 当日は整理休館日となるため、持参の受付はしない。

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

持参(豊橋市まちなか図書館の休館日を除く毎日午前 9 時から午後 9 時まで。)又は郵送(書留郵便に限る。)とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書(様式 5)」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和 6 年 6 月 25 日(火) 午後 5 時必着

令和 6 年 6 月 20 日(木) から 25 日(火) は特別整理休館期間のため、持参の受付はしな

い。

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参(豊橋市まちなか図書館の休館日を除く毎日午前9時から午後9時まで。)又は郵送(書留郵便に限る。)とする。

4 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市まちなか図書館窓口等運営委託業務プロポーザル評価委員会」において以下のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査(プレゼンテーション、ヒアリング)

日程 令和6年7月12日(金)

時間及び会場等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ. 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「豊橋市まちなか図書館窓口等運営委託業務プロポーザル実施要領」による。